

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護5
1 ご契約者の要介護度別サービス利用料金	7,550	7,590	7,950	8,180	8,350	8,520
2 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	180					
3 サービス利用料金計	7,730	7,770	8,130	8,360	8,530	8,700
4 うち、介護保険から給付される金額（3×90%）	6,957	6,993	7,317	7,632	7,677	7,830
5 サービス利用に係る自己負担額（3－4）	773	777	813	836	853	870
6 月額サービス利用料	23,190	23,310	24,390	25,080	25,590	26,100
7 食材料費 1日 900円月額	27,000					
8 家賃・光熱水費(月額)	30,000					
30日合計 6+7+8	80,190	80,310	81,390	82,080	82,590	83,100
<p>※下記の加算説明のある内容が該当する場合には6の月額サービス利用額にその加算を足した合計額に4.6%を加算した額となります。</p> <p>※自己負担2割の方は、6の月額サービス利用料を2倍し7、8を足した金額となります。ただし、下記の加算説明にある内容が該当する場合には6の月額サービス利用額にその加算を足した合計額に4.6%を加算した額となります。</p> <p>※暖房料金として10月から5月の間は、月額10,000円かかります。</p> <p>※個人で消費するもの（煙草、飲み物、ティッシュ等）や理美容代、おむつ代、医療費及びレクリエーションに要する費用で、個人が負担すべきものは実費、自己負担となります。</p>						

【 加算の説明 】

(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の状態にある方が、入居者中の2分の1の状態のとき、自立度Ⅲ以上の方が対象となります。1日当たり、30円です。（自己負担額は3円）（リーダー研修終了者1名以上）

(2) サービス提供体制強化加算

(Ⅰ) ロ：介護職員のうち、介護福祉士資格（国家資格）保有者が、50%を超える体制のある事業所が対象となります。1日当たり、120円です。（自己負担額は12円）

(Ⅰ) イ：介護職員のうち、介護福祉士資格（国家資格）保有者が、60%を超える体制のある事業所が対象となります。1日当たり、180円です。（自己負担額は18円）

(3) 初期加算

入居の日から30日以内の期間については、上記の他に初期加算として1日につき30円の自己負担が加算されます。ただし、「自立度判定基準」で、ランクⅠ及びⅡの方は3カ月以内、ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの方は1ヵ月以内に再入居された時には、初期加算はかかりません。

(4) 退居時相談援助加算

退居時において、居宅サービス及び地域密着型サービスを利用する場合に限り、退居から2週間以内にむかわ町（地域包括支援センター）に居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に必要な情報を提供した時に算定可。

自己負担額は、退居時1回限りで400円です。

(5) 若年性認知症受入加算

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護サービスを行った場合には必要と成ります。1日当たり、1,200円です。（自己負担120円）

(6) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数にサービス別加算率4.6%が加算されます。